

介護サービスが必要になったら

介護保険でサービスを利用するには、まず申請が必要です。本人または家族が市の担当窓口や地域包括支援センターに申請をしてください。



申請に必要なものは

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 医療保険に加入していることが確認できるもの(40~64歳の方)

※寝たきりの家族の介護などで申請に行くことができない場合には、地域包括支援センター、または省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに申請を代行してもらうこともできます。

相談してみよう

介護の必要性を感じるタイミングは、人によって異なります。家事が負担になってきた、一人での外出が不安になってきたなど思い当たることがあったら、市の担当窓口や地域包括支援センターなどに気軽に相談してみましょう。

『見てわかる! かんたん! 介護保険 動画』

介護保険制度のしくみを動画で説明しています。ぜひご覧ください。



こちらのURL、二次元コードから動画がご覧になれます

<https://vimeo.com/826791150/83efbd9bab>



介護保険に関連する各種お知らせ

●介護保険料の社会保険料控除

介護保険料を支払った場合は社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税の課税対象所得から差し引くことができます。

申告に必要な1年間(1月1日から12月31日)に納付した介護保険料の額は、毎年1月下旬に介護保険課から通知いたします。

●要介護認定者の障害者控除

65歳以上の要介護認定者は、障害者手帳などの交付を受けていなくても、その身体の程度が身体障がい者等に準ずる者として福祉事務所が認定した方については、所得税や住民税の障害者控除の対象となります。

福祉事務所では、要介護認定を受けている方で一定の基準に該当する方に対して、本人または親族からの申請により、該当者に「障害者控除対象者認定証明書」を交付しています。

令和6年度から、前年度に「障害者控除対象者認定証明書」を交付した方については、申請をしなくても「障害者控除対象者認定証明書」を交付しています(毎年1月下旬に通知いたします)。

お問い合わせ先

海老名市役所 保健福祉部 介護保険課

保険料については…介護保険係 ☎046 (235) 4952

介護認定の相談は…介護認定係 ☎046 (235) 4953

65歳以上のみなさまへ

令和8年度版

介護保険料 のお知らせです



保険料基準額は、月額5,353円です

介護保険は、国や自治体の負担金と、40歳以上の方が納める保険料を財源に運営されています。皆さんが納められた保険料は、介護サービス費用の保険給付分など、介護保険を運営するための大切な財源となります。

海老名市では、第9期介護保険事業計画の中で、令和6年度から令和8年度までの3年間の介護サービスにかかる費用の見込総額を約284億円と推計し、そのうち、約65億円は65歳以上の方の保険料で賄う必要がありましたので、基準月額を5,353円に設定しました。

保険料は大切な財源です

保険料は介護保険を運営していくための大切な財源です。介護が必要となったときに誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料の納付にご協力をお願いいたします。

※グラフは標準的な地域の財源構成になります。

介護保険の
財源構成
(居宅給付費)

国の負担金 - 25%
都道府県の負担金 - 12.5%
市町村の負担金 - 12.5%

23% 65歳以上の方の保険料
27% 40歳から64歳の方の保険料



海老名市
住みたい 住み続けたいまち

介護保険料は所得に応じ て16段階に区分されます

介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出された保険料基準額をもとに、前年の所得に応じて設定されます。

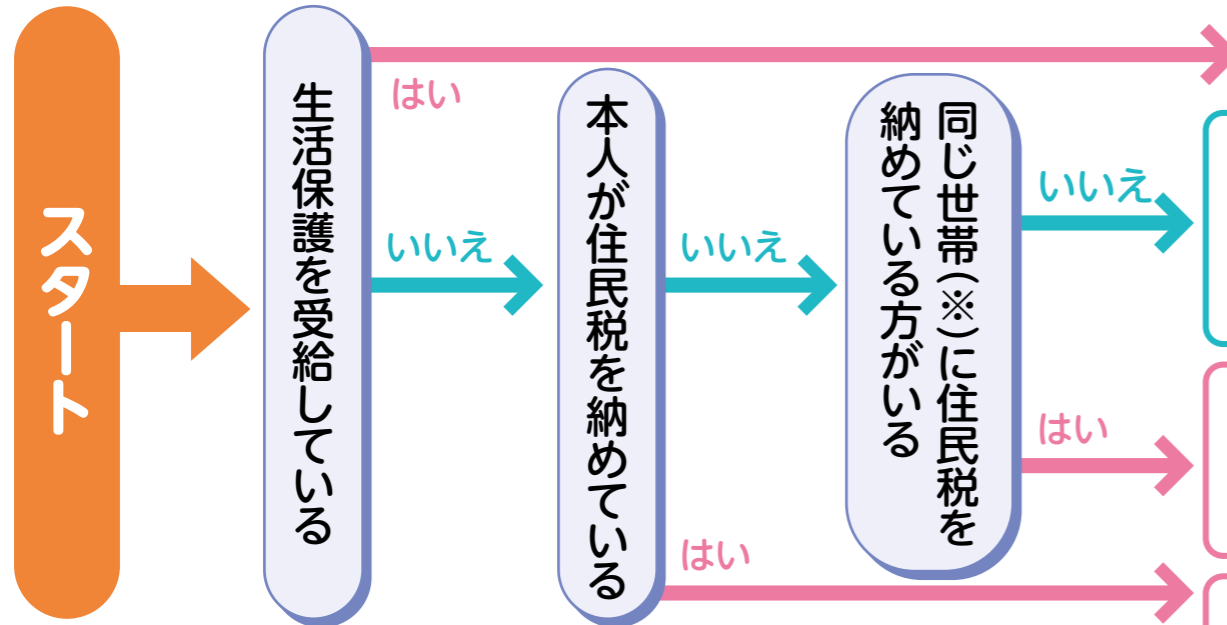
なお、基準額や所得段階などは、海老名市の介護保険制度が健全に運営されていくよう3年毎に見直しを行っています。

$$\text{基準額 (年額 64,236円)} = \frac{\text{市区町村の介護サービス総費のうち 第1号被保険者負担分}}{\text{市区町村の第1号被保険者数}}$$

保険料の基準額

- 基準額は、市区町村ごとに介護サービスにかかる費用などに応じて決まります。
- 海老名市の保険料額は、この基準額をもとに所得などに応じて16段階に区分されます。

あなたの介護保険料は？



※当年度4月1日（年度途中で資格取得した方は資格取得日）時点での住民票上の世帯を基準とします。

令和8年度の特例

令和8年度の65歳以上の方の介護保険料に限り、合計所得金額の算定および住民税課税・非課税の判定において、令和7年度税制改正の影響を遮断し、控除が従前と同様となるよう調整します。これにより、令和8年度で税法上は住民税非課税となっても、介護保険料の算定に限り住民税課税とみなす場合があります。

介護保険料を納めないでいると

保険料を滞納していると、滞納している期間に応じて保険給付が制限される場合があります。介護保険は、皆さんの保険料によって支えられています。保険料の納期限内の納付にご協力ください（保険料の納付が困難な場合には、介護保険係までご相談ください）。

- 1 納期限を過ぎると、督促が行われます。
- 2 1年以上滞納すると、サービスの利用がいったん全額自己負担になります。
- 3 1年6か月以上滞納すると、保険給付が一時差し止めとなります。
- 4 さらに滞納が続くと、保険給付から滞納保険料額が控除されます。

※滞納が2年を過ぎると、利用者負担が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費（利用者負担が高額になり、一定額を超えた場合に支給される費用）が受けられなくなったりします。

令和8年4月から 第1・2段階、第4・5段階を区分する基準となる金額が、「80万9千円」から「82万6,500円」に変わりました。

令和6年度から令和8年度

所得段階	対象者	年間保険料
第1段階	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者 住民税非課税世帯で本人の課税年金収入額と合計所得金額との合計金額が82万6,500円以下	18,300円 ※(9,624円)
第2段階	住民税非課税世帯で本人の課税年金収入額と合計所得金額との合計金額が82万6,500円超120万円以下	31,152円 ※(22,476円)
第3段階	住民税非課税世帯で本人の課税年金収入額と合計所得金額との合計金額が120万円超	43,992円 ※(38,532円)
第4段階	世帯内に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入額と合計所得金額との合計金額が82万6,500円以下	56,520円
第5段階 (基準)	世帯内に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入額と合計所得金額との合計金額が82万6,500円超	64,236円
第6段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が125万円以下	73,860円
第7段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が125万円超200万円未満	83,496円
第8段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	105,336円
第9段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	111,120円
第10段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満	116,904円
第11段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満	132,960円
第12段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が600万円以上700万円未満	134,892円
第13段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が700万円以上850万円未満	144,528円
第14段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が850万円以上1,000万円未満	147,732円
第15段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	150,948円
第16段階	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が1,500万円以上	154,164円

- 1 「世帯」とは、毎年4月1日時点の世帯(年度途中で65歳になる方、転入した方はその時点)を基準にしています。
 - 2 「課税年金収入額」とは、税法上、課税対象となる公的年金等(国民年金、厚生年金など)の収入額です。非課税となる年金(障害年金、遺族含みません)は含まれません。
 - 3 介護保険における「合計所得金額」は、収入から必要経費の相当額を控除した合計をいい、社会保険料、基礎、扶養、医療費等の所得控除や、ある場合は繰越控除をする前の金額となります。土地・建物の売却に係る特別控除がある場合は、特別控除額を控除した金額から10万円を控除した金額を用います。
- ※第1段階から第3段階における「年間保険料」欄の()内は、低所得者軽減後の保険料額です。

介護保険料の納め方

保険料は原則として年金から天引きし納めることになっていますが、納め方は年金額によって2種類に分かれます。

●年金が年額18万円以上の方 特別徴収(年金天引きの方)

年金の定期支払い(偶数月)の際に、保険料があらかじめ天引きされています。年金振込通知書で確認しましょう。

※老齢福祉年金等については差し引きの対象とはなりません。

対象となる年金……老齢・退職(基礎)年金、障害年金、遺族年金

●国民健康保険に加入している方が年度の途中で65歳になった場合●

65歳になった月の分から第1号被保険者の介護保険料を納めます。前月分までの第2号被保険者の介護保険料については、国民健康保険税(料)に含むかたちで年度末までの各納期に分けて納めます。

特別徴収の方は年金受給月ごとの納付となります

前年度から継続して特別徴収の方の保険料は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め(仮徴収)、10・12・2月は確定した保険料から仮徴収額を除いた額を納めます(本徴収)。

前年度			本年度					
10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
本徴収			仮徴収			本徴収		

前年度2月分の保険料額をそのまま納めます(8月分の額が変わることがあります。)

前年の所得をもとにした保険料から仮徴収分を除いた額を納めます。

❗ご注意ください

現況届けの未提出や提出遅れによる年金差し止めなどで年金が停止し、年金からの保険料天引きができなくなった場合には、普通徴収で保険料を納めます。

●年金が年額18万円未満の方 普通徴収(納付書払いの方)

市から送付される納入通知書にて、市指定の金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。口座振替を申し込まれている方は、ご指定の口座から引き落とされます。

口座振替が便利です 普通徴収の方には、納め忘れのない口座振替が便利で安心です。

保険料納入通知書 + 通帳 + 印かん(通帳の届け出印) = これらを持って指定の金融機関で手続きをしてください。

海老名市役所および海老名市内の金融機関には口座振替の申し込み用紙が置いてあります。申し込み用紙の郵送をご希望の方は、お電話で介護保険課にご請求ください。

WEB口座振替受付サービスについて 金融機関に行かずに、スマートフォン、PCから口座振替のお申込みが可能です。詳しくはQRコードもしくは市HPをご参照ください。



こんなときには普通徴収になります

年金の年額が18万円以上の方は、本来は保険料が年金から天引きされますが(特別徴収)、次のような場合には一定の期間、個別に納めることとなります(普通徴収)。

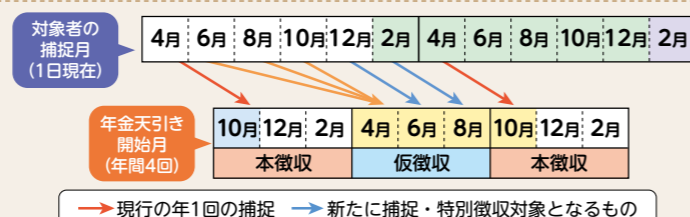
- 65歳になったとき(納め始めた年度)
- 他の市区町村から転入してきたとき
- 所得段階の区分が変更になったとき
- 年度の初め(4月1日)の時点で年金を受けていなかったとき

特別徴収に切り替わるのは

海老名市の年金天引き開始月は、4月・6月・8月・10月の4回となります。

これにより65歳になられた方は、第1号被保険者として保険料を納め、年金を受給されるようになってから、また、転入されてきた方は、住所変更届を日本年金機構に出されてから概ね6か月から10か月で特別徴収に切り替わります(特別徴収に切り替わる際は事前に市から通知を送ります)。

特別徴収対象者の捕捉のイメージ図



※所得が変更になったことなどにより特別徴収が止まった方は、次の年度の10月まで切り替わりません。
 ※普通徴収から特別徴収への切替え、及び特別徴収から普通徴収への切替えを希望して行うことはできません。

納入通知書の見方(年金天引きの方)

令和 年度 納入通知書(介護保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書

1 内容についての問い合わせ時は、この番号をお知らせください。

2 今回お知らせした保険料の決定日付、及びその決定理由(資格取得・転入・転出・死亡・所得変更等)が記載されています。

3 何年度分の保険料かを示してあります。

4 左欄は、初めて決定した場合や今回の決定以前に保険料が決定している場合、または仮徴収の金額が記載されます。右欄は、今回変更になっている場合や、年間の保険料が確定した場合に仮徴収と本徴収の金額が記載されます。下部には該当となった保険料段階や保険料が記載されています。納付方法が普通徴収の方で且つ納付書納付の方は、納期限を確認してください。なお、同期限で交付日の古い納付書がある場合、金額に変更があるため、破棄をお願いします。

5 世帯主および配偶者には、被保険者の介護保険料について法律上の連帯納付義務があります。(介護保険法第132条)

6 納付方法の種類が記載されています。普通徴収(納付書又は口座振替)、特別徴収(年金天引き)があります。初めて決定した際には下表のみに記載され、変更があった場合のみ上表にも記載されます。なお、介護保険料は原則特別徴収となります。年金受給者の方は、随時年金天引きに切り替わります(その際は事前に通知します。)

7 保険料を算定した計算結果が記載されています。転入や65歳到達等、資格取得をした月から保険料が発生します。なお、死亡や転出により資格を喪失した時は異動日の前月分までとなります。また、税情報の無い方については、一旦仮の段階で算出されています。その場合は税情報確定後に、正しい段階で再算出します。

8 普通徴収の方で、且つ、口座振替を設定されている場合、予め登録された金融機関名が記載されます。

9 普通徴収の方は、期別ごとの納期限が記載されています。納期を過ぎると督促状が送付され、延滞金が発生する場合がありますので、必ず期限内に納付してください。

※納入通知書は一部現物と異なる場合があります。

納期(普徴)月(特徴)	変更前の保険料額		変更後の保険料額	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
4月				
5月				
第1期 6月				

期間	月数(1)	所得段階区分	年間保険料	保険料算出額(2)* (1)/12	納付する保険料額

【お問い合わせ先】
 海老名市役所 介護保険課
 神奈川県海老名市勝瀬
 046-235-49

【不服の申立及び取消訴訟】
 この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に神奈川県(〒231-8588 横浜市中区日本大通1)に対し審査請求をすることができます。そして、審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。審査請求があった日経行により生ずる著しい損害を避けるため緊急

納入通知書の見方 (納付書払いなどの方)

年度 介護保険料納入通知書 (介護保険料額決定通知書) ㊦

年 月 日

次のとおり納期までに納めてください。

納付場所 裏面に記載

口座番号 00230-6-960326 加入者名 海老名市会計管理者

介護保険料の所得段階をご確認ください (16段階に分かれています。)

内容についてのお問い合わせ時は、この番号をお知らせください。

通知書番号

前年の課税対象公的年金等収入金額

保険料を算定した所得等が記載されています。

普通徴収の方は、期別ごとの納期限が記載されています。納期限を過ぎると督促状が送付され、延滞金が発生する場合がありますので、必ず期限内に納付してください。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
納期限						
納付額						
期別	第7期	第8期	第9期	第10期	随時	随時
納期限						
納付額						

海老名市役所 介護保険課 介護保険係 電話 046(235)4952(直通)

期	期	月数	所得段階区分	保険料率	保険料算出額	保険料額
		①		②	② × ① / 1.2	
年間保険料額						
特別徴収額						
納付済額						
差引納付額						

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
期別保険料額						
納付済額						
差引納付額						
	第7期	第8期	第9期	第10期	随時	随時
期別保険料額						
納付済額						
差引納付額						

※保険料の納付については、別添の納付書をご使用ください。 海老名市役所 介護保険課 介護保険係 電話 046(235)4952(直通)

コンビニエンスストアなどでも納付ができます

下記のコンビニエンスストアや、MMK設置店（公共料金収納取扱窓口のある店舗）及びスマートフォン決済アプリでも保険料の納付ができます。

◎お取扱できるコンビニエンスストア (五十音順)

●くらしハウス ●スリーエイト ●生活彩家 ●セブン-イレブン ●デイリーヤマザキ ●ニューヤマザキデイリーストア ●ファミリーマート ●ポプラ ●ミニストップ ●ヤマザキスペシャルパートナーショップ ●ローソン 以上の全国各店舗

◎お取扱できるスマートフォン決済アプリ

PayPay d払い d払い AEON Pay au PAY FamiPay R Pay モバイル決済

- ◎コンビニやMMK設置店で納付する際にご注意いただきたいこと
- 領収書とレシートを必ず受け取り、大切に保管してください。
 - 納付書は一枚一枚になっています（ホチキス等でとめるとコンビニや、MMK設置店での納付はできません。）ので、納付書に記載されている納期限をよくお確かめのうえ、納付を行いたい納付書だけを各店舗の窓口にお出しくささい。
- ◎スマートフォン決済アプリで納付する際にご注意いただきたいこと
- ご利用にあたって、スマートフォンより無料アプリのダウンロードが必要となります。
 - アプリのダウンロードや納付手続きの際の通信料は、ご利用者様の負担となります。
 - 領収書は発行されないため、インターネットバンキングの取引明細やクレジットカードの利用明細などでご確認ください。
- ◎次の納付書はコンビニやMMK設置店及びスマートフォン決済アプリで納付できません
- バーコード印字のない納付書（平成21年3月31日以前に発行した納付書）
 - 破損・汚損などによりバーコードが読み取れない納付書
 - 金額訂正をしたものや延滞金欄に手書きで金額を記入した納付書
 - 再発行日から概ね2年が経過した納付書
- ※従来どおり、金融機関でも納付することができますが、一部の金融機関では納付ができませんので、納付書裏面をご確認ください。

問い合わせ先 納付方法に関すること…納税課 ☎046(235)9395

もっと知りたい! 介護

保険料のこと

よくある質問にお答えします。



Q1 65歳になり介護保険料の納付書が届きました。健康保険で既に納めていますが、二重払いではないですか？

A 65歳を迎えた方は、65歳の誕生日の前日が属する月分からの介護保険料を、被保険者ご本人から市に直接納めていただきます。40歳から64歳までは加入の健康保険の保険料(料)に含めて介護保険料を納めていただきますが、65歳以降の健康保険料(料)に含まれる介護保険料の取扱いは、健康保険ごとに異なります。引き続き差し引かれている等、不明な点については、加入している健康保険にご確認ください。

Q2 介護サービスを利用しないため、保険料を納めなくてもいいですか？

A 介護保険は、老後における不安要因である介護の問題を社会全体で支えあう制度です。40歳以上の方は、サービス利用の有無にかかわらず、保険料を納付する義務があります。

Q3 収入が少なくても、保険料を納めなくてはならないですか？

A 介護保険は、すべての40歳以上の方に保険料を納めていただく制度です。収入が少ない方については、無理のない負担となるよう、市民税の課税状況などに応じて低い保険料額となっていますので、ご理解ください。

Q4 年金からの天引きを他の納付方法に変えることはできますか？

A 本人の希望により、支払方法を変更することはできません(介護保険法第135条)。特別徴収(年金天引き)は、保険料を納める方の利便性と負担の公平性の確保のため導入されているものです。本市では、65歳以上の約9割の方が特別徴収の対象者です。

Q5 介護保険料は社会保険料控除の対象となりますか？

A 控除対象となります。確定申告の時期に合わせて、1月下旬に前年中に納付された金額についてのお知らせを送付いたしますので、ご利用ください。なお、年末調整等に利用するため、年内に納付済金額が必要な方は、事前に電話連絡いただくことで、先行して通知を郵送することができます(ただし、一部納付予定金額となる場合があります)。

Q6 特別な事情により、介護保険料を納めることが出来ません。減免を受けるにはどうすればいいですか？

A 世帯の生計を主として維持している方が、災害(震災、風水害、火災等)を受けた場合などは、申請により介護保険料を減免できる場合があります。詳しくは介護保険課へお問い合わせください。